

裁判員経験者の意見交換会議事概要

福島地方裁判所

日 時 平成29年12月4日（月）午後2時～午後4時

場 所 福島地方裁判所裁判員候補者待合室（3階）

出席者 司会者 秋 山 敬（福島地方裁判所長）

法曹出席者 宮 田 祥 次（福島地方裁判所判事）

川 村 政 史（福島地方検察庁検事）

森 谷 吉 博（福島県弁護士会福島支部弁護士）

裁判員経験者 6人（2番～7番（1番欠席））

出席報道機関 福島民友，朝日新聞，毎日新聞，河北新報，共同通信，時事通信，NHK，福島テレビ

本意見交換会の趣旨説明等

司会者

ただ今から、裁判員経験者の意見交換会を始めます。福島地裁所長の秋山です。本日の司会進行を務めます。よろしくお願ひいたします。裁判員経験者の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。裁判員裁判は平成21年5月に始まり、8年余りが経過いたしました。この間、国民の皆様の御理解と御協力によって、概ね順調に運営されてきました。もちろん、裁判員裁判の運営に当たり、全く問題がないわけではありません。それらの問題点を改善し、更に良い制度となるよう努力していかねばならないと思っております。

本日は、福島地裁で行われた裁判員裁判で裁判員を務められた6名の皆様にお集まりいただきました。皆様から率直な御意見や御感想を伺い、今後の裁判員裁判の運営に活かしていこうと思ひます。

法律家の側からは、実際に裁判員裁判を担当している裁判官・検察官・弁護士が出席しております。裁判員経験者の皆様には、裁判員裁判に参加したときのことでもいいですし、参加される前、あるいは参加された後においても、裁判員裁判についてこんな意見がある、こんな質問があるということがございましたら、率直にお話してください。また、法律家の側から皆様に質問させていただくこともあるかと思

います。そのほか、裁判員裁判の関係者も傍聴に参加されております。

また、本日は、報道機関の方も傍聴しております。経験者の皆様の率直な御意見や御感想を、報道を通じて、今後裁判員に選任される可能性のある県民の皆様に広くお伝えいただくことも重要であると考えます。

それではよろしく願いいたします。時間は午後4時までの2時間を予定しております。

自己紹介等

司会者

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

宮田判事

福島地方裁判所刑事部で部総括をしております宮田と申します。昨年とは違いまして、今年のこの意見交換会では、6名の方のうち5名は一緒に審理、評議をさせていただいた方々ということで、それぞれ事件は思い出深いものがありますけれども、今どういうふうなお気持ちなのかなということを知りたく思っておりました。是非今日は率直な御意見を聴かせていただければと思います。

川村検事

福島地方検察庁の検事の川村と申します。私も検察官の立場で裁判員裁判に携わることがあるんですけれども、なかなか裁判員の皆様のお話を伺うという機会は限られておりまして、当然我々は評議に入ることができませんし、法廷での立証活動をする事ができるだけです。非常に貴重な機会をいただいたと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

森谷弁護士

福島県弁護士会福島支部所属の弁護士の森谷吉博と申します。福島県弁護士会では、刑事弁護センター委員会というものがあまして、その委員もしております。裁判員の経験者の方から意見を聴く機会というのは貴重な機会ですし、いただいた結果を今後の活動に活かしていけたらと思っておりますので、今日はよろしく願いいたします。

司会者

それではよろしく願いいたします。これから経験者の皆様の御意見御感想を伺

うわけですが、参加された事件がどういった内容の事件だったのか、裁判は何日間くらいかかったのか、実際裁判員として参加されてどのようなことにお感じになったのか、また、日ごろ裁判とか犯罪とか刑罰といったことには縁がなかったかも知れませんが、そのようなことについて何か見方とか考え方とか変わったことがあればそれもお話しいただきたいというふうに思います。簡単で結構ですのでよろしくをお願いします。では2番の方から順に簡単にお話をお願いいたします。

裁判員経験者2番

私が関わってから、約2年になりますので、本当に忘れてしまったくらいです。それで、今思い出したことから話しますと、裁判の回数は5回で、平成27年12月7日から14日まででした。内容は大分忘れていますが、強盗幫助、本人が強盗するのではなく、手助けをしたというような裁判です。話を聴いていると気の毒になるような裁判でした。裁判については前例が結構あったので、その前例に沿って、比較的負担に感じることはありませんでした。新聞でも見ましたけれども、確かに実刑判決という重いものだと思いますけれども、執行猶予付きの判決でしたね。それで、そのまま確定したように聞いております。

司会者

幫助という言葉は法律の言葉で、最初は何だと思いませんでしたか。

裁判員経験者2番

そうですね、確かに、手助けするというのは幫助だと聞きまして、「幫（ほう）」ってなかなか読めないですね。

裁判員経験者3番

私が担当させていただいた事件は、放火殺人です。介護疲れによる殺人ということで、殺意があって、同居して介護をしているお姑さんを放火によって死に至らしめてしまったという事件で、非常に重い事件でありますし、介護疲れとかよく聞きますけれども、ここまでやってしまったんだというのが事件に対する最初の印象でした。テレビの見過ぎかも知れないんですが、公判というのは弁護人と検察官がものすごく激しいやり取りをするものかと思っていましたけれども、あまり弁護人が頑張らなかつたような気がいたしまして、あ、こんなものなのかなと思ったんですが、本人も認めていて、有罪というのが明白だったということもあったのかもしれないですけども、淡々としていたという印象が残っております。生々しい証拠で

トラウマになるという話も聞いておりましたが、そういうのも一切なく、もし生々しい証拠を見せられていたら評議のときの意見の出し方なんかも変わってきたかもしれないなと思いました。他に、裁判官の方々は違う世界の方々かと思っておりましたが、大変気さくな方々で、良い印象でした。ちょっと覚えていないんですが、裁判は四、五日くらいだったと思います。

司会者

それから、4番、5番の方は同じ事件の方ということで、どちらかの方からお話しいただいて、補足していただければと思います。

裁判員経験者4番

裁判所の言葉が難しいのですが、器物損壊と放火とそれから車で山の中に連れ去った事件だったと思います。

司会者

言葉が難しいというのは、器物損壊だとか、日ごろ使わない言葉が出てきたということでしょうか。5番の方、補足することがあれば一言お願いします。

裁判員経験者5番

器物損壊とか放火とか殺人予備とかという事件と、彼女に対する逮捕監禁という事件だったんですけれども、いろいろ被告人が育ってきた環境を考慮しながら実際やってしまった犯行を併せて皆さんで評議しまして、初めは意見もばらばらだったんですけれども、だんだん意見がまとまって、ひとつの結論に導いたという点では、ベストな答えを出すことができたと思っています。そして、裁判員という経験をさせていただいて、社会勉強と言いますか、良い経験をさせていただいたと思っています。

司会者

ありがとうございました。次の6番と7番の方も同じ事件だということで、同じようにそれぞれ補足し合ってお願いしたいと思います。

裁判員経験者6番

事件としましては、暴力団員とその関係者の総勢3人により福島県内のお年寄りの金銭を取ることを目的に強盗傷害で傷を負わせたという事件で、その首謀格の人が被告人だったんですが、すべてにおいて全面否認していたという内容でした。証拠物品もほとんどないという形で、これで裁けるのかなという感じの裁判でした。

裁判員経験者 7 番

同じ裁判に携わらせていただいたんですけども、期間としては今年の1月16日から20日までと、判決が26日の6日間ということで担当させていただいたんですが、やはり被告人がやった、やってないという100か0かという話の中での証拠の洗い出しというか、選定といったところで難しさというのを感じました。やった、やってないということになると、どうしても水掛け論になってしまうので、そこで、どういう判断をするのかというところでは難しさを感じたという印象があります。

司会者

合計6日間、審理は5日間ですよ。否認事件という、被告人が争っている事件であれば、証人は結構多かったのではないかと思います。何人くらい出てきましたか。

裁判員経験者 7 番

証人は全部で3人ですね。県警の警察官の方が一人、共犯者のうちの一人はすでに刑が確定して、一審で控訴もしなくて確定したと聞いております。もう一人の方はまだ一審の判決の前ということで、そのときは被告人との間を遮へいしてしましたかね、被告人に姿を見られないようにした形での証人ということでした。

司会者

共犯者の証人は、被告人との間に遮へい物というか、衝立てみたいな物を置いたということでしょうか。衝立てを見てどうでしたか、ああ、裁判って衝立てを使うんだとか、多分知らなかったと思いますけれども。どんな感じでしたか、裁判員の立場から見て。

裁判員経験者 7 番

共犯者であっても暴力団関係ということでしたので、その辺の上下関係といいますか主従関係がかなり厳しいんだらうなというところでは、まあ、そういうこともあるのかなと。

司会者

裁判員の席からは証人と被告人の両方が眼に入る訳ですね。衝立てで仕切られているけれども、視界には両方入っているという、で、両方の表情が見えたということになるんですかね。

裁判員経験者 7 番

そうです。

司会者

次に審理とか評議についての感想を若干具体的に聴いていきたいと思います。こんな点を工夫したら良いんじゃないかなという点で御意見をいただけたら幸いです。もう一度裁判の審理というものを振り返ってみますと、裁判の初めと終わりのところで検察官と弁護人が説明をする場面があります。真ん中に証拠の取り調べというサンドイッチの中身みたいなものが入っているんですけども、前と後で、始めの方が冒頭陳述で、これからこういう事実を立証しますという、予告のようなことを言います。それから、証拠調べが終わった後、裁判を振り返って、これはこうでしたとか、まとめの意見を言う場面もあります。まず、これらについてどうだったかということについて意見を聴きたいと思います。それから真ん中の証拠調べの中で、検察官や弁護人が書類を朗読して皆さんに聴いていただく場面があったかと思います。ディスプレイに映す場面もあったかと思いますけれども、これらが分かりやすかったかどうか、それから、もう一つの証人尋問や被告人質問で証言台に証人とか被告人が出てきて、検察官、弁護人、裁判官、裁判員から質問して、証人、被告人が答えるという場面があったかと思いますが、その場合の検察官や弁護人、裁判官の質問が分かりやすかったかどうか、裁判員の方で、御自分で質問したことがあって、それが上手くできたかどうかについてもお聴きしたいと思います。

裁判員経験者 6 番

証拠調べのときに、確か映像を見せられたんですよ。防犯カメラの。その映像を見る前に、何の予備知識もなく見たものですから、どこを見ていいんだかよく分からなかったということがありました。それは変な先入観を持たせないためにそのようにされてるのかと思われるのですが、ちょっと教えてくれてもよさそうなのにな、と思いました。

司会者

防犯カメラで人が動いている映像が映っているものですかね。それは時間的には何分くらいのものでしたか。

裁判員経験者 6 番

はっきりとは覚えていないですけど、3分とか5分とか、そのくらいだと思います。

す。

司会者

何の予備知識もなく見ていると、すうっと通り過ぎてしまっただけなのかな、ということなんですかね。

裁判員経験者 6 番

ずっと 3 人が映っているんですけども、でも、これだっていうのも分からなかったもので…。

司会者

じゃあ、もう 1 回見ようか、ということにはならなかったんですね、1 回だけだったんですね。その点 7 番の方どうですか。

裁判員経験者 7 番

当然同じ映像を見せていただいているんですけども、言われると、ああそうかなという感じはしますけれども、最初何の情報もなくいきなりその映像を見せられても、これは何を注意して見たらいいのか、という状況が確かにあったと思います。当然この写っている人たちが被告人と共犯者で、こちらが被害者ですよ、って言われた上で見ると、ああ、なんかそれらしい行動だな、っていう感じにはなるんですけども、やはり 6 番さんが言われたように変な先入観っていうのがあるとまずいこともあるのかな、という意味では、それはそれで一つの方法としてはありかなと、私は感じました。

司会者

そうすると、後から見て、あれはこういう人だったんだなという、説明はあったんですか。

裁判員経験者 7 番

それはあったと思います。

司会者

法廷に出てきた物が、突然出てきて説明がないのでよく分からないというような、こういう点ではいかがでしたか。つまり、防犯カメラみたいな、のっぺらぼうみたいな映像が出てくるわけですよね、延々と。何か字幕でも入れてくれれば分かるんでしょうけれども。そういうことはなかったですか。この点は検察官にお伺いしましょうか。担当していないかもしれませんが、その辺は、先入観なしで見る

のが良いということと、説明があった方が分かりやすいということとの兼ね合いの問題があると思うのですが、法廷で何かを出すときに、裁判員にどうやって分かってもらうか、あるいは先入観なしで見ってもらうか、といったあたりはいかがでしょうか。

川村検事

証拠調べにもう入っているのですが、検察官としては、きちんとその証拠を説明しなければならないと思います。防犯カメラの画像で、例えば3人で共犯ということで、そのうちのどれが誰なのかということも当然裁判員の方も関心のあるところだと思いますし、検察官としては認定しているはずですので、そこは説明すべきなんじゃないかなと思いますね。多分、冒頭陳述、最初の説明のときに、最近の傾向だとあまり細かく言わずに、見ていただいて順番に裁判員の方に心証をとっていただくというやり方が今主流になっていて、そういうこともあって多分ちょっと舌足らずだったのかもしれませんが、おそらく、そういう御感想が出るということは、防犯カメラをただぱっと証拠調べの時に流しても、検察官としてもあまり意味がなくて、これはどういう意味があるんですよとある程度は説明すべきであろうと思いますので、その辺は改善していかなければいけないなと思います。

司会者

同じように弁護人のサイドから、法廷に出す物を裁判員にいかに分かってもらうかあるいは全然予備知識なしで見ってもらうのか、そのあたりの工夫はいかがでしょうか。

森谷弁護士

弁護人の立場でも、冒頭陳述の段階ではあまり中身に踏み込んだ話はすべきではないのかなという発想があります。ただ、着目していただきたい証拠ですとか、そういったものについては冒頭陳述でこの争点についてはこういった証拠が後々出てくると思われるので、こういう観点で着目してくださいとか、そういった説明はするようには意識しているところです。

司会者

裁判長は覚えておられますか。

宮田判事

要するにその防犯カメラ自体は、最初に下見をしたということが問題になってい

て、映像自体について、ある証人はこういうふうにしてた、というような話をしていたんですけども、本当にそういう動作をしているかどうか証人に確認するにしても、防犯カメラの映像をそのときにはあまり意識せずに見ているものですから、対立点がよく分からなかったというのはあったと思います。あともう一つ、そのときに被告人が履いていた靴が問題になっていて、弁護人はその靴に問題提起をして、それについては結構、色々検討した記憶はあります。

裁判員経験者 6 番

確かに、法廷でもう一度見ました。ただ、評議室では見ることはできませんでした。

司会者

他の方で、法廷での審理についていけなかったとか、もっとゆっくり説明してほしいなどということはありませんでしたか。

裁判員経験者 2 番

忘れてしまうので、裁判所からいただいたファイルに細かくメモをしていましたが、翌日に裁判官からまとめたものをいただきましたので、メモをしていなくても分かる状況でした。裁判はとても丁寧に進んでいきました。進め方がゆっくりだなと感じました。もっと早く進めてもらってもいいくらいでした。

裁判員経験者 3 番

ついていけないと感じたことはありませんでした。裁判官の方がする質問はさすがだなと思いました。裁判自体分かりやすかったです。

裁判員経験者 5 番

特に問題なくスムーズに進みました。読み上げられる文章についても、分かりやすい資料があって問題ありませんでした。

司会者

精神的に不安定な被告人だったということですが、裁判員の方は直接質問しましたか。被告人とコミュニケーションは取れましたか。

裁判員経験者 5 番

それぞれの裁判員から、聞いていたと思います。被告人も問題なく答えていたと思います。

司会者

6番、7番の方は、否認事件でした。質問は難しかったと思いますが、いかがでしたか。

裁判員経験者6番

被告人が暴力団員ということでしたので、正直話したくはありませんでした。仕方なく質問しましたところ、普通に返してくれました。

裁判員経験者7番

私は逆に、暴力団員に通常接する機会はないので、こういう機会だからいろいろ聞いてみようかという考えで質問しました。

司会者

メモを取られたかどうかという点についてはいかがでしたか。

裁判員経験者2番

評議の際にメモは取りましたが、法廷では取っていません。

裁判員経験者3番

記憶が定かではありませんが、法廷では取らなかったと思います。

裁判員経験者4番

メモ用紙と鉛筆は置いてありましたが、聞いているだけで精一杯でしたので、メモは取っていません。

裁判員経験者5番

自分の中で整理するために、法廷でも評議中もメモを取っていました。翌日には印刷したものをもらえたので、ちゃんと聞いているだけでいいんだなと思いました。

裁判員経験者6番

法廷で疑問に思ったことをメモしました。

裁判員経験者7番

被告人や証人が話したことだけ、メモを取っていました。矛盾点や相違点があるかどうかという点に着目していました。

川村検事

検察官の方で、メモは取らなくて結構ですと申し上げていると思います。冒頭陳述でお話しした注目してほしい点について、証人や被告人からざっくり心証を取っていただければいいと思っています。細かい説明については、論告メモで丁寧に文字にして、評議の際の参考にしてもらえれば良いと思っています。

森谷弁護士

冒頭陳述や弁論については、A4かA3の用紙1枚のメモにしてお配りする形で弁護活動をしている弁護士が多いと思います。メモは評議で見ていただくことを想定して、必要な情報は盛り込みつつ、情報過多にならないようバランスを意識しながら作成しています。

宮田判事

裁判員の方には、メモは取っても取らなくても構わないとお話ししています。書証は提出されることや、証人尋問の様子も録画しているので、必要があれば録画したのを見ることができると、また、検察官、弁護人にも分かりやすく活動してもらっているのもメモは取らなくても大丈夫であることを伝えていきます。メモを取った方が頭に入るという方もいらっしゃいますし、メモを取らずに全体を見ているという方もいらっしゃいます。

司会者

検察官や弁護人のパフォーマンスはいかがでしたか。

裁判員経験者2番

書いてある言葉で分からないものがありましたが、裁判官が説明してくれました。両者とも分かりやすかったです。

裁判員経験者3番

弁護人はもっと意気込みを持って被告人を弁護するのかなと思っていたのですが、淡々とお話されていきました。戦うという感じではないんだなと思いました。

裁判員経験者4番

分かりやすかったです。

裁判員経験者5番

とても分かりやすかったです。

裁判員経験者6番

内容は分かりやすかったです。検察官も弁護人も、証拠がほとんどない上で、よくここまで主張することができるなという点がすごいと思いました。

裁判員経験者7番

私が経験した裁判は、0か100かというものでしたので、検察官と弁護人はかなり戦っていました。その上で、裁判員にこういうことを理解してほしいという主

張自体は分かりやすかったです。

司会者

4番、5番の方、火事後の写真や凶器を見ていかがでしたか。

裁判員経験者4番

凶器は果物ナイフのようなものでしたので、これで殺せるのかなと思いました。

裁判員経験者5番

あまりよく覚えていませんが、それほど生々しいとは感じませんでした。

司会者

怪我の写真はあったんですか。

裁判員経験者2番

何か硬い物で殴られて顔半分が腫れた写真を見ましたが、私は交通事故も見てるので、事故とかに立ち会ったことがない人はショック受けるんじゃないですかね。感じる人は感じるんでしょうね。

裁判員経験者6番

私たちのときは年配の男性が上半身裸であざがついた写真でした。それほどショックではありませんでした。

裁判員経験者7番

凶器というものがなくて、あざといってもそんなにひどくないもので、普段の生活でもできる程度のものでした。それを見て特にどうとかはなかったです。

川村検事

3番の方にお聞きしたいのですが、もし証拠写真が出ていたら、意見の出し方が違ったかもしれないとおっしゃっていましたが、どういうことでしょうか。

裁判員経験者3番

だんだん見た写真を思い出してきました。焼け跡とか生々しかったです。報道されているケースからいって、もっと重いものが出てくるのかと思っていました。写真によっては評議への影響も大きいんだろうなと思いました。

司会者

検察官としてはいかがですか。

川村検事

すごく難しい問題だと思っています。我々検察官としては、きちっと事実を見た

上で判断していただきたい。軽傷だと写真を見ることができて、傷口が生々しく開いていたりすると見ないで判断するのかとか、我々の感覚からすると、遺族の方から遺体などを見た上で判断してほしいという要望も実際のところ強いんですね。それを、刺激が強いので排除するべきだとして見ないで判断をしていただくというのがいいのかどうか。そこは裁判所で必要性を個別に判断していただくということになると思いますが、もうちょっと見ていただけた方がいいのかなと思っています。先ほど3番の方がおっしゃったとおり、必要性という面で、物を見るかどうかでかなり心証が変わる部分があります。事実がある以上きちんと見てもらった上で、それを踏まえて判断していただきたいというところですので、難しい問題であることは重々承知していますが、我々としてはなるべくそういった証拠について見ていただくということでやっていかななくてはならないと思っています。

司会者

弁護人の立場からはいかがですか。

森谷弁護士

刑事裁判自体、誰もその現場に居合わせることはできないので、例えば当日の現場の匂いなどは分からないという、もともとそういう制約がある中での制度であるということがあります。弁護人の立場では、生々しさですとか臨場感とか、そういったものが審理を進めていく上でどこまで必要なものなのかというところを考えざるを得ないところです。検察官が請求する証拠の中にそういったものが含まれているときに、そういう観点から意見を述べさせていただくというのはあると思います。

司会者

公判になる前に準備されていると思いますが、裁判長いかがでしょうか。

宮田判事

具体的に当該事件の審理でどういう証拠が必要なのか、どういう事実を立証するために必要なのかということを検察官、弁護人と議論させていただいているということが第一点としてあります。その上で、写真以外にも生々しい証拠というのもあり得ますので、それについては、写真でなくとも、例えばイラストで取り調べるといった場合にも、選任手続で裁判員候補者の方には、こういう証拠を調べますと、それについて不安な方はおっしゃってくださいという形で話を聞いて、辞退されるかどうかをお聞きするというようなこともやっております。そういうことをした上

で、実際に取り調べて、裁判員の方がどのような証拠でどう感じられるかは千差万別で分からないものですから、ショックを受けていないかどうか、一緒に評議をしている我々裁判官が、注意深く見守らせていただいています。

司会者

裁判員裁判の日程がどのくらいの負担になっているのか、あるいは休憩を取ると法廷と評議室を行ったり来たりしなくてはならないということになりますが、何か印象に残っていることがあれば一言ずつお願いします。

裁判員経験者 2 番

非常に余裕をもって進めていただいたと思います。

裁判員経験者 3 番

私も同じく負担感はありませんでした。もっと評議したいと思った日があったぐらいです。

裁判員経験者 4 番

日程が一日くらい詰まった気がしました。法廷との行き来は、休憩を取っていただいて、皆さんと話ができたと、良かったと思います。

裁判員経験者 5 番

負担は特に感じませんでした。

裁判員経験者 6 番

一週間と一日の日程だったと思いますが、普段は単身赴任なので、期間中は自宅に帰れて残業も無くてよかったです。

裁判員経験者 7 番

私個人では負担ではありませんでしたが、職場で一週間穴を開けたので、上に報告しないとだめだと一番上の上司に言われました。すぐ上の上司にはあらかじめ言っていたのですが、その上の上司には言っていませんでした。職場や団体がどう考えるのかだと思います。それによっては一週間でも長いと感じる方もいるのかなと感じました。

評議についての感想・意見

司会者

法廷での審理が終わりますと評議に入るわけですが、評議についての印象はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 2 番

皆さんから意見を聞いているわけですが，最初は意見の方向がそれぞれの考えがあつてバラバラのような感じがしました。ある程度判例その他を出していただいでいくうちに，まとまっていきました。

裁判員経験者 3 番

皆さんいろいろな職業や事情があり，こんな意見や考えがあるのかと続々意見が出ていて，量刑についても判例を説明していただいでそれを前提に意見を言っていました。裁判官でも量刑の考え方自体に差があるんだなと思いました。

裁判員経験者 4 番

量刑については類似の判例を見させてもらいました。的確で妥当な線に最後は落ち着いたと思います。

裁判員経験者 5 番

被告人は犯行をいろいろとやりすぎていて，大きな事件に発展する危険があつた事件でした。被告人には何とか立ち直ってほしいと思い，みんなで量刑を考えたことが良かったと思います。

裁判員経験者 6 番

議論がずれてきたときには裁判官が修正してくれてまとまりがありました。

裁判員経験者 7 番

評議の中では言いたいことを言ったと思います。他の裁判員の方が話すたびに自分にはこういう考え方はなかったとか参考にさせてもらいました。検察官の求刑と私の予想が一致していたことから，私の感覚もずれていなかったんだなと思いました。

司会者

量刑についてはグラフを見せられたと思いますが，これについてはどうだったでしょうか。

裁判員経験者 2 番

グラフを見せられる前に説明がありましたので理解できました。

司会者

執行猶予や保護観察に関する説明についてはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 2 番

分かりやすく説明してもらいました。

裁判員経験者 3 番

大変分かりやすかったです。

裁判員経験者 5 番

説明は多分あったと思いますが、よく覚えていません。

裁判員経験者 6 番

大変分かりやすく教えてもらいました。

裁判員経験者 7 番

私は学生時代に法律をちょっと勉強していましたので、違和感はありませんでした。馴染んでいない方には分かりにくいのかもという印象を受けました。

宮田判事

前提で分かっておいてもらわなければならないことについては事前にきっちり説明しなければなりませんし、例えば幫助を分かりやすく説明するためにはどうしたらよいのかなどということ、公判前整理手続で法曹三者で考えています。

川村検事

検察庁としてもその辺は考えているところですが、実際問題検察庁が作成する冒頭陳述書や論告にしてもまだ難しい言葉が入っているのではないかと思います。今後改善していきたいと考えています。

森谷弁護士

難しい法律概念については、公判前整理手続などで、法曹三者でこういうふうな説明をしようという共通の認識を確認したりすることはありますし、裁判所の方でも裁判員の方には御説明されているところだとは承知しています。弁護人の立場でもきちんと理解してもらいたいというところは工夫していると思います。

司会者

裁判長が判決を宣告するのを聞いているときはどのようなお気持ちだったでしょうか。

裁判員経験者 2 番

私の受けた感覚では、被告人も弁護人もそれを望んでいた判決だと思いました。執行猶予付きの判決でした。今後早く立ち直ってほしいことを考えると被告人も満足したと思います。

裁判員経験者 3 番

被告人や家族の反応が気になりました。みんなで議論をやりつくしてこの結論し
かないと思っていました。

司会者

法廷に行かないで評議室で判決宣告後の報告を受けた方もいましたが、いかがで
したでしょうか。

裁判員経験者 4 番

法廷に居なくとも参加できたと思いました。

裁判員経験者 5 番

その場に立ち会えなかったのは残念でしたが、そういうこともあるんだなと思い
ました。

裁判員経験者 6 番

裁判長が判決を読み上げ、被告人を諭すように良いことを言っていたなという印
象です。被告人は否認していましたから、慥然としていたのがっかりしました。

裁判員経験者 7 番

判決を宣告したときではないときに、裁判官が、この判決は被告人に対するメッ
セージですが、社会に対するメッセージでもあると言われたことが心に残っていま
す。是非とも被告人や関係者に理解してもらいたいと思いました。

司会者

被害者関係で何か検察官の方で言っておきたいことはありますか。

川村検事

どんな事件でも、被告人からは直接皆さんに話を聞いていただいているところ
ですが、被害者側については、特に殺人事件ですともう存在しません。遺族の方
から話を聞く場合もあるのですが、どうしても間接的になります。被害者のいる事
件では被害者に出でいただくことをできるだけ積極的にやろうとしているので
すが、実際なかなか難しいときもあります。そのときに検察官としてはきちっと被害者側、
遺族側の言いたいことを伝えていくことがすごく大事なことだと思いますし、今後
どうやって立証していくのかについても、今日の皆さんのお話も踏まえて考えて
いきたいと思います。

裁判員裁判に参加したことに伴う負担について

司会者

裁判員裁判に臨む前に不安を感じていたことはあったでしょうか。またそれは解消されたでしょうか。

裁判員経験者 2 番

特に不安はありませんでした。

裁判員経験者 3 番

不安は全く感じませんでした。自分に務まるかのか、むしろ上司がやりたがっていて、代わってくれと言われました。

裁判員経験者 4 番

一番最初に封筒が送られてきたときこれが裁判員なんだと思いました。もともとやってみたいと思っていましたので、70歳以上とは考えないようにしました。書類をポストに入れたとき、これから裁判員になるんだと思いました。

裁判員経験者 5 番

機会をいただければやりたいと思っていました。書類が来たときに、夫は自分に来たものと勘違いしていました。裁判員になることについて、両親は良い顔はしませんでした。良い経験でした。

裁判員経験者 6 番

始まる前には不安はありませんでした。こちらに来て、被告人が暴力団員であることを知って、被告人に顔を見られるのは嫌だとは思いました。会社や家族は協力的で負担はありませんでした。

裁判員経験者 7 番

封筒が来たときにやっかいなものが来たと思いました。びっくりしたし、面倒だなど思いました。参加してみて楽しんで充実した期間を送れました。担当した事件は強盗傷害でしたが、これが連続殺人事件だと死刑もあり得るので、そういう事件だとプレッシャーがかかるのかなとは思いました。私は直近の上司に事前に相談していましたが、一番上の上司には報告していなかったのでお小言を言われてしまいましたが、職場にも理解していただいたと思っています。以前同じ職場に所属されていた方も経験したと聞きましたが、みんなに封筒が来たと言ったらびっくりされました。

守秘義務について

司会者

守秘義務について御感想をいただきたいと思います。裁判員裁判においては守秘義務ということをお願いしているのですが、どこまで事件について話していいのかという問題があると思います。もし困っていることや悩んでいることがありましたら御紹介いただけますでしょうか。

裁判員経験者 2 番

妻には話しましたが、周囲には話さなかったので誰も分からないと思います。

裁判員経験者 3 番

私も極力経験したことを言っていないです。これからも言うつもりはありません。

裁判員経験者 4 番

私は裁判員をやってみたいと思っていましたので、家族には裁判員をやることは伝えましたし、孫もそのことを応援してくれました。事件の内容などは話していません。

裁判員経験者 5 番

裁判員を経験したことは夫には伝えていますが、それ以外は伝えていません。年賀状で裁判員を経験し、いい社会勉強になったことは書きましたが、守秘義務は守れていると思います。

裁判員経験者 6 番

裁判員に守秘義務があることを聞いて、周囲に聞かれたらどうしようかと思ったのですが、細かいことを聞いてくる人もいませんでしたので、特に困るようなことはありませんでした。

裁判員経験者 7 番

守秘義務として、どこまで話していいかを迷ったことはないです。裁判員に選ばれたことは話しましたが、その中で事件の内容については話していませんし、周りから聞いてくる人もいませんでした。

法律家からの感想

司会者

まとめに入りたいと思いますが、最後にお一人ずつ、本日の意見交換の感想、あるいは今後の裁判員裁判への要望、将来裁判員になるかもしれない県民の皆さんにメッセージをお話しいただきたいと思います。その前に法律家から一言ずつ感想を

お聞きかせいただくとともに、報道機関からも質問があれば質問を出していただきたいと思います。

川村検事

今日は貴重な意見をいただき、ありがとうございました。非常に参考となりました。裁判員裁判は検察官の立場から見ても上手くいっていると思っています。私自身、裁判員裁判のない時代から刑事裁判を担当していますが、大きく変わったという感覚はありませんし、むしろ、裁判員の方が入っていただくことによって適正になってきているのではないかと思う部分もあります。唯一、生々しい証拠をどこまで見てもらうかという問題はありますが、今後もその問題は残ると思います。我々は捜査機関ですので、証拠を集めて、できる限り当時の状況を立証したいと考えています。当然、裁判員の方に配慮しなければならないことも分かるのですが、集めた貴重な証拠を出す出さないということは我々にとって死活問題になりますので、その点は検察庁として、どこまでできるかということを考えていきたいと思っています。こういう機会を設けていただくことで率直な意見を聞くことができますので、今後も継続していただければと思っています。

森谷弁護士

貴重な御意見をありがとうございました。裁判員の皆さんが、家族や職場の皆さんの理解をいただき、責任感を持って参加していただいているなど思っているところです。具体的な弁護活動に関する意見をいただいておりますので、弁護士会に持ち帰り、今後の活動につなげていきたいと思っています。

宮田判事

本日は貴重な意見をいただきありがとうございました。参加しやすく、かつ裁判員の方にしっかりと参加していただくことは非常に大事だと思っています。今日いただいた意見を踏まえて、更に良い手続にしていこうと考えておりますので、今後とも周囲の方々に裁判員になる機会を得た方がおられれば、是非、裁判所に行ってみたらどうかと言っていたいただければと思います。

報道機関からの質問

司会者

次に報道機関の皆様から御質問はありますでしょうか。

福島テレビ

裁判員制度に対する改善点、裁判員を経験して大変だったこと、特に制度以外で、例えばサポート面などで感想があればお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 2 番

特に改善すべきと思われる点はありません。ただ、呼出しを受けた時に仕事を持っている人はびっくりすると思います。制度自体は非常に良いもので、司法を理解するものになると思いますし、社会に広がれば良いと思います。

裁判員経験者 3 番

裁判員として通知が来た段階で既にやる気になるのですが、選任手続で呼ばれた方々の人数を見ると、自分は当たらないと思ってしまったことがストレスかもしれません。

裁判員経験者 4 番

最初は周囲から大変だから辞めた方がいいと言われるなど、うわさが先行していました。最初からやるつもりでいたのでやってみたかったし、経験してみて裁判の内容に触れることができ幸せでした。

裁判員経験者 5 番

悲惨な写真とかを見て、精神的に被害を被った裁判員の話が報道などで取り上げられていたのでそのイメージが強く、不安に思う人が多いのかなという印象があります。PR活動を根気よくやってほしいと思います。通知を受けたら、やれる機会があれば、是非やってほしいと思います。

裁判員経験者 6 番

ストレスもなく得難い経験をしたと思っています。制度自体に関しては、辞退のハードルが高いと思います。裁判員をやってみたいという人は意外と多いと思うので、もう少しハードルを下げてくださいと思います。

裁判員経験者 7 番

最初の呼出状が来てから、一週間後くらいに、また、呼出状が来ました。この時点で2件の裁判員候補者になりましたが、1年のうちで裁判員を経験することは1回でいいと思います。できないことはないかもしれないが重複は避けていただきたいです。それから法律用語を一般の人にも分かりやすい言葉にしていいただければと思います。裁判員の負担については、職場やその上司の理解が必要不可欠だと思います。

これから裁判員をすることになる人へのメッセージ

裁判員経験者 2 番

裁判所から裁判員候補者としての通知が来たら、喜んで参加していただきたいと思います。

裁判員経験者 3 番

裁判員を経験する機会があれば、真摯に取り組んで欲しいし、いい経験になると思います。

裁判員経験者 4 番

裁判員は是非やった方がいいと思います。

裁判員経験者 5 番

裁判所から裁判員候補者としての通知が来たら、辞退せずにやった方がいいと思います。

裁判員経験者 6 番

やる気と事情が許せるのであれば、積極的にやってもらいたいです。

裁判員経験者 7 番

裁判員を経験して思ったことなのですが、絶対に被告人席には立ちたくないと思いました。そういった面では制度が社会に浸透することで犯罪の抑止力になるのではないかと思います。通知が来たら、是非、参加していただきたいと思います。

司会者

今日は貴重な御意見をありがとうございました。以上で本日の意見交換会を終了いたします。

以 上